

超人気FP!

ABC ネットニュース

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2018年11月7日

今月のトピックス 「2019年1月1日より休眠預金が発生」

通称「休眠預金等活用法」、正式名称を「民間公益活動を促進するため休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が2018年1月から施行されています。施行により2019年1月1日から「休眠預金等」が発生することになります。「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の取引(「異動」)がない預金等を指しています。「異動」と呼ばれる入出金等の取引は、預金者などが今後も預貯金などを利用する意思表示をしたものとして認められるような取引を指しています。全金融機関共通の異動事由と、各金融機関が行政庁から認可を受けて異動事由となるものがあります。

| 「全金融機関共通の異動事由」 | 「金融機関が行政庁の認可を受けて異動事由となるもの」 |
|--|----------------------------|
| ・入出金(金融機関による利子の支払いを除く) | (一部) |
| ・手形又は小切手の提示等による第三者からの支払請求 (金融機関が把握できる場合に限られる) | ・預金者等による通帳や証書の発行、記帳、繰越 |
| ・公告された預金等に対する情報提供の求め | ・預金者等による残高照会 |
| | ・預金者等の申出による契約内容・顧客情報の変更 |

たとえば、通帳の記帳や残高照会は、預け入れをしている金融機関が異動事由として認可を受けている場合は、異動に該当することになります。各銀行のHP等に「異動事由」となるものが記載されていますので確認しましょう。

外貨預貯金、財形貯蓄、マル優口座等、この制度の対象とならない預金もあります。

対象となる預貯金等が「休眠預金等」に該当した場合、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されます。なお、対象となる預貯金等については、各金融機関が事前にHP上に公告としてお知らせするほか、残高が1万円以上ある場合には公告前に通知書が発送されることとなります。通知書を受け取った場合、発送日を基準として10年は休眠預金となることはありません。注意したいのが、預け入れしている預貯金等が「休眠預金等」に該当し、預金保険機構に移管された後でも、引き続き取引のあった金融機関で引き出すことは可能ということです。取引のあった金融機関に、通帳やキャッシュカード、本人確認書類などを持っていけば引き出すことができます。必要になる手続きについては、取引のあった金融機関に問い合わせてみましょう。

「休眠預金等活用法」があまり知られていないことから、「2019年1月1日以降に休眠預金となったら引き出すことができない」「休眠預金になったら没収される」などと語った特殊詐欺の電話等が今後増えることが予想されます。この記事を読まれた方で高齢の両親がいらっしゃる方は、ご両親に「休眠預金等になっても引き出すことはできる」「預貯金が没収されることはない」としっかりとお伝えするようにしてください。また、残高が1万円以上あれば「通知書」が発送されますが、金融機関に届けてある住所が旧住所(住所変更してない)の場合、通知書が届かないことがあります。今一度、金融機関に届け出ている住所、使っていない口座がないのかも確認しましょう。仮に少額の残高があり使用していない場合、この機会に思い切って口座の解約を考えてもよいでしょう。